

# 広報あじす

お知らせ版

AJISU

平成3年

6/20

№228

広報あじす 毎月5日 発行  
お知らせ版 毎月20日 発行  
山口県吉敷郡阿知須町  
発行 阿知須町役場  
電話 65-4111(番代) ☎754-12

印刷 よしの印刷株式会社



▲うまくいくかな……

## けん玉も生涯学習に 集中力や忍耐力を養う

町教育委員会では毎週土曜日の午後三時から町公民館でけん玉教室を開いています。指導者は岩倉前区の上重卓広さん(西京高二年)で、日本けん玉協会五段と全日本C級ライセンスの持ち主。今年一月に行われた全日本けん玉協会杯争奪戦では全国八位。中学時代には九州ジュニア大会で優勝の経験もあります。受講者は町内の小学三年生以上の児童が対象で現在十五人。集中力と忍耐力、バランスをとる能力を養うのにすぐれているとあって町教育委員会が生涯学習の一つとして取り入れている講座です。すでに五月十八日から開講。七月十三日まで十回開きますが途中からでも受講できます。希望者は町教育委員会社会教育課(☎65-2029)へ。

# 7月7日 クリーンアップ作戦



七月七日(日)は「クリーンアップ作戦」の日です。本町では環境衛生組合連合会が中心となってこの日、町内全域の空き缶や空きびんなどの一掃運動を展開します。

## みなさんの積極的な参加を

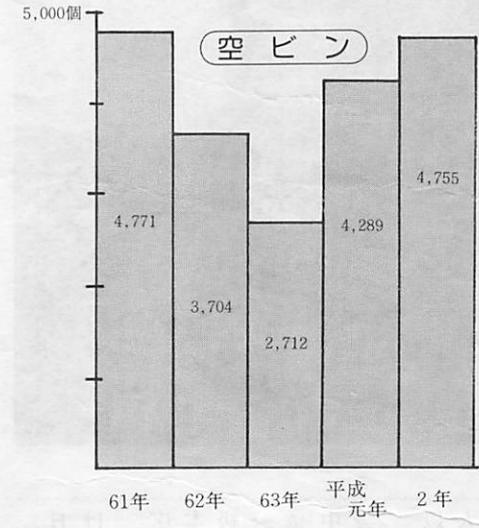
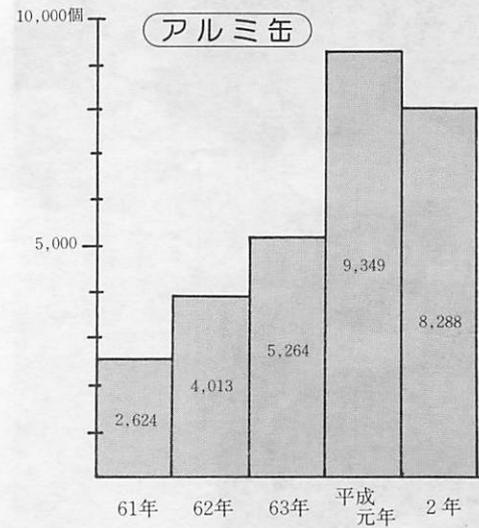
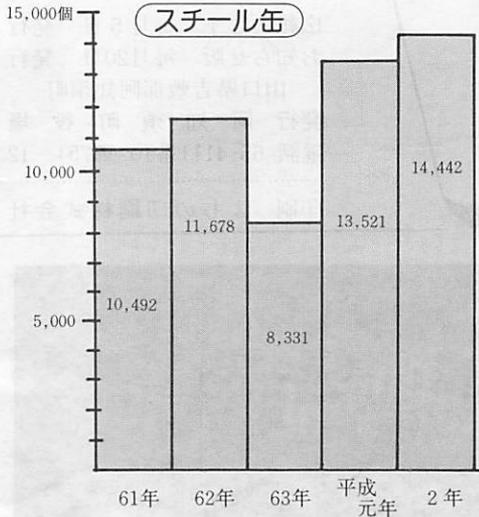
町内会の担当区域は環境衛生組合長らを通じてお知らせします。きれいなまちの実現にみなさんの積極的なご参加をお願いします。

昨年は千四百六十五人の人



にご参加いただき、回収された空き缶は二万二千七百三十個、空きびん四千七百五十五個でした。

過去五年間のクリーンアップ作戦で回収された空き缶、空きびんの個数は左のグラフのとおりです。



## 国保つてなあとに 老人保健編

### 外来の患者負担 月が替るごとに

診療をうける場合は必ず、医療受給者証と保険証を病院、診療所の窓口提示しなければなりません。

#### ▽外来受診の場合

通院して診療をうける場合は医療機関ごとに一部負担金として八百円をその月の最初の診療日に支払います。例えば月末に受診し、翌日にも受診した場合には月が違うのでそれぞれ八百円払わなくてはなりません。

また、同じ月に内科と眼科の別々の医療機関で診療を受けた場合それぞれ一か月八百円払わなければなりません。

総合病院の場合は各診療科を一つの医療機関として取り扱うため診療科ごとに一か月八百円支払うこととなります。ただし医師の指示のあった場合は複数の診療科を受診しても八百円で済みます。

総合病院以外でも一つの病院に歯科のあるような場合、内科と歯科はそれぞれ別の医療機関として扱われます。

#### ▽入院の場合

一日四百円の一部負担金があります。ただし、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者は一日三百円を二か月間払えばよろしい。

▽入院中に七十歳になったら七十歳になる前から入院して、入院中に七十歳の誕生日を迎え、老人保健の医療に切り替った人は、切り替った時点で一日四百円の一部負担金を入院期間中支払います。

## ごみの収集日 7月

### ごみの収集時間

前日午後五時～当日午前八時

### 町指定袋の販売

町指定のごみ袋は、各地区環境衛生組合長宅と婦人会支部長(一部)宅で販売します。清掃センターへ直接持ち込みごみを直接センターへ持ち込むのは(月・土)、午前八時半～正午、午後一時～午後二時まで。(祝祭日は出せません)

### 不燃物ゴミの収集日

(町内全域)  
○ビン、ガラス、灰など(第1、3木曜日)

4日	18日
(木)	(木)

○空缶、鉄類(第2、4木曜日)

11日	25日
(木)	(木)

### 可燃ゴミの収集日

阿小校区(岩倉を除く) 月・水・金

1日	3日	5日	8日	10日	12日	15日
17日	19日	22日	24日	26日	29日	31日

井小校区(岩倉を含む) 火・土

2日	6日	9日	13日	16日	20日	23日
27日	30日					

# 各課からのお知らせ

## 保健衛生課

局線 ⑤4113  
有線 2122

### 子宮がん・乳がん検診

申し込みは7月12日まで  
町では三十歳以上の女性を  
対象に子宮がん、乳がん検診  
を役場で行います。  
▽日時 七月十五日、十六日、  
二十二日のいずれも午後一時

半から

▽料金 子宮がん検診四百円、  
乳がん検診百円(町の国民健  
康保険加入者と老人医療受給  
者は無料となりますので保険  
証もしくは受給者証を持参の  
こと)  
▽申し込み 七月十二日まで  
に保健衛生係へ希望日を連絡  
のこと。

### 動脈硬化防止教室

町では基本健康診査の結果

コレステロール値が高いと言  
われた人を対象に動脈硬化防  
止教室を開きます。

▽期日・内容 七月二十六日  
「コレステロールと動脈硬化  
について」八月二日「コレステ  
ロールを下げるための食事」  
▽会場 町公民館  
▽時間 いずれも午後一時半  
から三時まで  
▽受講料 無料  
▽申し込み 七月二十日まで  
に町保健衛生課保健衛生係へ  
当日は基本健康診査の結果  
を持参のこと。

## 産 業 課

局線 ⑤4115  
有線 2123

災害の被害報告は速かに  
雨の降る日が多い時期です

が、異常降雨で道路や河川、  
農地や用排水路などの災害が  
起きた場合、一定の要件に該  
当するときは国、町の補助と  
融資制度により復旧工事がで  
きます。  
国庫補助制度の適用を受け

る場合は、七日以内に県への  
報告が義務づけられています  
ので災害が発生した場合には  
町産業課土地改良係か建設課  
土木係(☎⑤四一一五)へ連  
絡してください。

## 企 画 課

局線 ⑤4113  
有線 2144

### 7月1日 正しい数字の記入を 事業所・商業統計調査

事業所統計調査と商業統計  
調査が七月一日現在で全国一  
斉に行われます。

この調査は、わが国の経済  
活動の基礎である事業所およ  
び商店の実状を全国ならびに  
地域別に明らかにすることが  
目的です。

調査の結果は、国や地方公  
共団体が行う地域開発計画、  
都市計画、経済計画などの施  
策を遂行するための基礎資料  
に、また、民間においては将



来の経営方針を立てる参考資  
料として広く利用されます。  
六月下旬から調査員が調査  
票をもって各事業所、商店を  
訪問し記入をお願いしますの  
でご協力をお願いします。調

査票は調査員が後日回収にう  
かがいます。  
調査内容は統計の目的以外  
には使用されません。秘密も  
守られます。正しい記入をお  
願いします。

## 住 民 課

局線 ⑤4112  
有線 2132(福祉)  
2135(戸籍)

### 受給手続きをどうぞ

まごころタクシー券

町では身体障害者手帳「一  
種」か療育手帳「A」を受け  
ておられる人に「まごころタ

### 扶養者に異動が あつたら届け出を

国民年金の加給受給

国民年金を受けている人に  
扶養する配偶者や子がある場  
合、基本額のほかに、扶養額  
を加えて年金が支給されます。  
しかし、その資格がなくな  
ると減額になります。手続  
きをしないで受け続けると、  
のちに一括して返還すること  
になります。

次のような理由で受給資格  
に変更が出たら町住民課福祉  
係へ早く届け出てください。  
①死亡したとき  
②年金を受ける人と生計維持  
関係がなくなったとき

クシー」券を差上げます。  
このタクシー券はタクシー  
に乗られたときの基本料金を  
一人年間三十回分を町が負担  
するものです。  
該当者でタクシー券を希望  
される人は手帳と印鑑を持っ  
て町住民課福祉係で手続きを  
されますように。

### 老齢福祉年金証書は 8月の支給日に本人へ

老齢福祉年金の差額は従  
来、国民年金特別証書で受け  
ていましたが、八月から国民  
年金証書で受けられるように  
変わりました。

この証書は書き替えのため  
四月に役場へ提出していただ  
いていますがこのお預かりし  
ている証書は、八月の支払い  
のときに本人にお渡しします。  
詳しいことは後日町から連  
絡します。

問い合わせは住民課国民年  
金係へ。

### 保管場所の変更は 届け出を義務づけ

7月から「車庫法」改正

七月一日から車庫法が改正  
されます。

現在使用されている自動車  
は保管場所の変更があつた場  
合、十五日以内に新しい保管  
場所のある警察署に届け出な  
ければなりません。例えば阿  
知須で車庫証明を取つた自動  
車に乗っている人が転勤など  
で町外に住所を変つた場合、  
その車を転勤先で使用するた  
めには新しく車庫を確保し、  
届け出なければなりません。  
保管場所を確保していない  
保有者は車庫を確保するまで  
の間公安委員会から「運行禁  
止命令」を受けます。命令違  
反は三か月以下の懲役または  
二十万円以下の罰金が課せら  
れますのでご注意ください。  
分からない点は阿知須派出  
所(☎⑤二〇四一)にお尋ね  
ください。

### 7月は薬物乱用防止 強化月間です

# おし らせ



## 青少年の非行防止

7月7日にパレードで呼びかけ

少年相談員阿知須支部と県青少年育成県民会議、小郡警察署・同阿知須派出所、町、町教育委員会は七月七日(日)午前十時から「青少年非行防止パレード」を行います。  
これは七月が「青少年を非行から守る全国強調月間」であることに合わせて地域で非行の芽をつみとろうと企画したものです。コースは阿知須漁業協同組合前から本町商店街を通り阿知須駅までの約一キロ。パレードには井関小学校金

バンドやミニバトカーも参加加。また、山口県警のヘリコプターも飛来し、上空から非行防止を呼びかけます。  
主催者側では一般の人の参加も呼びかけています。みんなの力が非行を防ぎます。午前九時半までに漁協前にお集まりください。

### 県警が警察官募集

山口県警では来春採用予定の警察官を募集します。  
▽申し込み期限 七月十二日  
▽資格 昭和三十九年四月二日から四十五年四月一日まで

### 家計に役立つ通信講座

県では在宅時間を利用して勉強できる通信講座「くらしと物価」の受講者を募集して

に生まれた男子で、大学の卒業業者または来春卒業見込みの者  
問い合わせは小郡警察署警務課(☎〇八三九七②〇一一〇)または阿知須派出所へ。  
**飲食、宿泊など**  
**免税点引き上げ**  
特別地方消費税7月から

特別地方消費税が七月一日から改正されます。  
特別地方消費税とは料理店、スナック、飲食店、旅館などの飲食、宿泊、休憩などの料

金が免税点を超える場合に課税(飲食などの料金の三割)される県税です。  
改正点は次のとおり  
▽免税点の引き上げ  
飲食に係るものは現行五千円から七千五百円に改正  
▽宿泊に係るものは現行一万円から一万五千円に改正  
▽チケット制食堂における免税点の特例(一品千円を超えるものに対する課税)は廃止  
問い合わせ先は山口県税事務所(☎〇八三九②三二一一)

います。物価に関する知識を身につけ、家計に役立てませんか。受講は無料です。  
▽資格 十八歳以上の県内在住者(既受講者を除く)  
▽募集人員 百人  
▽期間 八月から来年二月まで  
▽申し込み はがきに住所、氏名、年齢、職業、性別、電話番号を記入し、七月十日までに県庁県民生活課消費生活係(〒七五三山口市滝町一八一〇八三九②三一一)へ

**税務署からのお知らせ**  
山口税務署の窓口はこれまで税目別に分れていましたが七月から原則として納税者別の窓口に変更し「個人課税部門」「法人課税部門」というようになります。  
また、税に関する相談窓口として「税務相談室」が設けられ電話による相談も受け付けます。  
▽山口税務署(山口市中河原町六一六 ☎〇八三九②一三四〇)▽税務相談室 ☎〇八三九②一七四

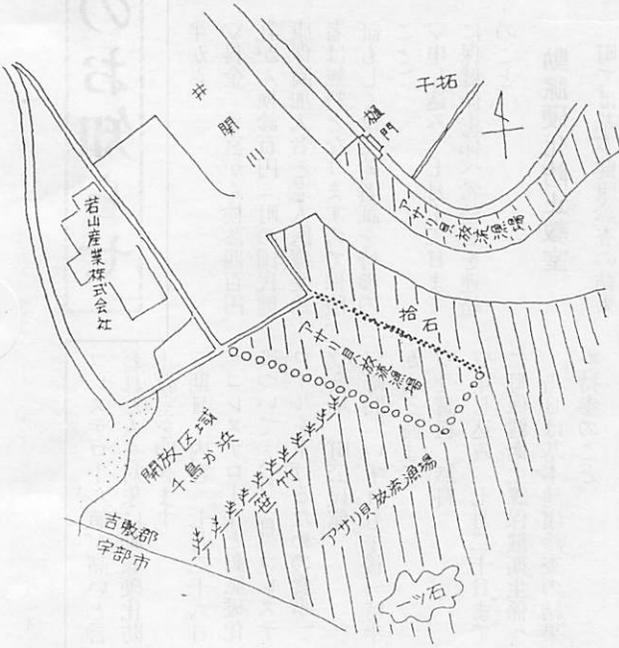
▽場所 山口県秋吉台青少年宿泊訓練所  
▽参加費 三千五百円  
▽定員 五十人  
▽携行品 初日の昼食(弁当)、予備のくつ、長袖シャツ、長ズボン、帽子、軍手、着替え、雨具、洗面具、保険証の写し、その他日用品  
▽申し込み 七月十三日まで  
▽申し込み 七月十三日まで

### 魚協からのお知らせ

千鳥が浜の立ち入り禁止区域にご協力を

阿知須漁協は五月に千鳥が浜沖合にアサリの稚貝と車えびを放流しました。  
大きくするために栽培中

ですので同漁協では「開放区域以外は立ち入らないでほしい」と協力を呼びかけています。  
潮干狩ができる区域と立入り禁止区域の境には笹竹が立ててあります。浜辺に近い方は一般に開放されています。



### 秋吉台でキャンプ

秋吉台青少年宿泊訓練所では県下の小学校五、六年生を対象にキャンプを行います。  
▽期日 八月五日(月)から七日(水)まで。

### 催しもの

23日 近郷インディアアカ大会(体、前9時)  
25日 高血圧教室(公、前9時)

3日 栄養教室(公、前9時半)

▽場所 山口県秋吉台青少年宿泊訓練所(〒七五四一〇五)  
美祿郡秋吉町秋吉台山〇八三七六②〇一〇六)へ。保護者のところには印を押してください。  
26日 青年教室(公、後7時) 時半  
27日 機能訓練(公、前10時) 高齢者教室(阿小・井小、後1時半から受け付け)  
28日 妊婦教室(役、前9時半)  
29日 レクリエーション講習会(公、後7時)  
30日 阿知須町母親クラブ大会(健康文化センター、前9時半)  
7月2日 スポ少、三校、教委夏季休暇中打ち合わせ会(公、後7時半)  
子ども会スポーツ大会打ち合わせ会(公、後8時)  
高血圧教室(公、後1時半)